

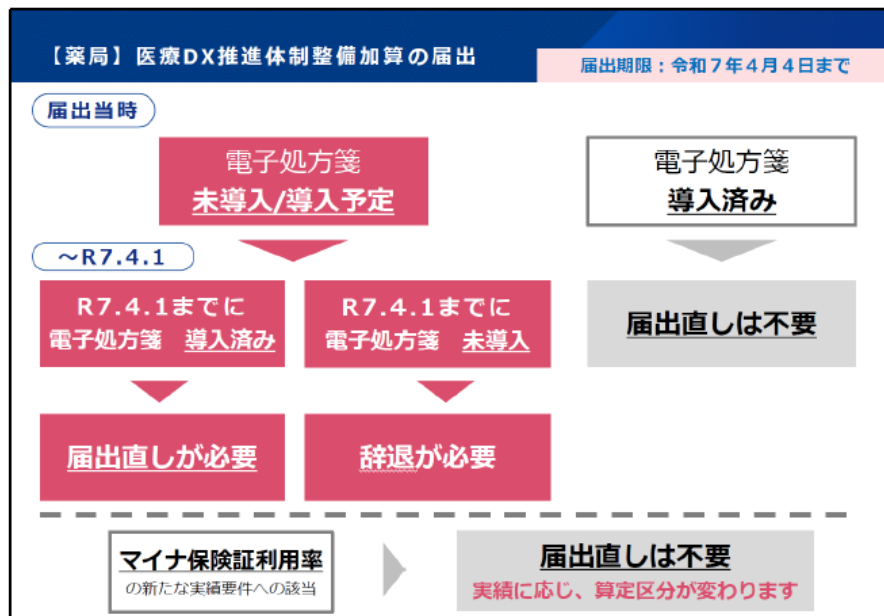
2025年3月21日

会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会
医療保険委員会
常務理事 吉野 禎治

福岡県薬剤師会から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

- ◇ 今回の対象者：すべての保険薬局
- ◇ 医療DX推進体制整備加算について、電子処方箋による調剤体制についての経過措置を利用して、施設基準の届出を行っていた保険薬局は、令和7年4月1日までに電子処方箋システムにより調剤する体制を有し、引き続き算定する場合は、令和7年4月4日(金)必着で届出直しが必要です。
- ◇ 令和7年4月1日時点で電子処方箋システムにより調剤する体制を有していない場合は(＝厚労省の電子処方箋対応リストに掲載していない場合) 辞退届の提出が必要です。
- ◇ 詳細は、九州厚生局のホームページをご確認下さい。
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/iryo_shido/iryoudx.html



九州厚生局のHPより

※福岡市薬剤師会資料掲載ページ <https://www.fpa.gr.jp/kaiin/94560/>

6 福薬業発第536号
令和7年3月19日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして九州厚生局より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

医療DX推進体制整備加算1～3を経過措置を利用して施設基準の届出を行っている保険薬局で、令和7年4月1日以降も引き続き算定する場合にはご留意ください。(令和7年4月4日(金)必着)

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。